

価格表示に関する基本方針について

本日（平成25年9月20日）開催の当協会常任理事会において、本年10月1日に施行される「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に係る店頭表示等に関する対応について承認されましたので、お知らせ申し上げます。

平成25年9月20日
日本チェーンストア協会
(広報部)

TEL 03-5251-4600

FAX 03-5251-4601

価格表示に関する基本方針

平成25年 9月20日
日本チェーンストア協会

消費税転嫁対策特別措置法が本年6月1日に成立し、10月1日の施行をもって改めて消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に取り組むこととなりました。

この特別措置法においては、平成29年3月31日までの時限的な措置ではあるものの、税抜価格表示と外税方式による端数処理の特例も認められました。平成16年4月には総額表示方式が義務付けられ対応を余儀なくされましたが、このたびの特別措置法の成立・施行を踏まえて、当協会では、法律の趣旨や各特別措置の運用に関するガイドラインの規定等に基づく適切な価格表示のあり方について、真摯に議論を重ねてきました。

これまでの議論の結果、「商品本体の価格を適切に伝えるとともに、特別措置法の趣旨を尊重して消費税額を明確にする」との考え方に立って、改めて、

「本体価格表示を基本とすること」

を方針とします。

これによって、

1. 商品本体の価格を表示することを通じて、より良い商品を適正な価格によって提供していることを伝え、お客様の利便に応える。

とともに、

2. お客様から預かる消費税額を明確にして、「年金、医療及び介護の社会保障並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる」との法律の趣旨に賛同し、お客様と一体となって社会保障の充実に協力する。

ことをめざすものです。

会員企業においては、この方針の下に、消費税率引き上げが予定されている平成26年4月1日までの間にそれぞれの事情を踏まえて適切な価格表示に取り組むよう期待するところです。

なお、このたびの価格表示に関する取り組みの結果として、昨年11月の「消費税額を含む商品の価値をどのような方法で表示すべきかについては、本来法律で一律に課すべきではなく、事業者自らが適切な方法を選択すべき問題である」との要望の主旨が制度改正につながることをめざして、特別措置法の失効後も本体価格表示に関する特例措置が恒久化されるように「総額表示義務の廃止」と「外税方式による端数処理特例の恒久化」についてさらに強力に関係機関に働き掛けていくこととします。

以上